

別冊 料金表
(A/G無線電話サービス)

平成29年4月1日

日本空港無線サービス株式会社

目 次

1. A/G無線電話サービス
 - 1-1 基本料金
 - 1-2 手数料
 - 1-3 工事料
 - 1-4 設備等の補償金
 - 1-5 支払証明書の発行手数料

2. 補償金の請求が発生する事例

1 A/G無線電話サービス

1-1 基本料金 (月額)

1-1-1 航空局設備使用料 (1契約口ごと)

(税別)

区分	料金
成田国際空港及びその周辺	41,500円
那覇空港及びその周辺	108,500円
関西国際空港及びその周辺	46,000円
中部国際空港及びその周辺	75,400円
福岡空港及びその周辺	70,000円
新千歳空港及びその周辺	116,600円
東京国際空港 (羽田空港) 及びその周辺	55,000円

(注) 契約口は、端末を共有する場合は、2契約までごとに1の契約口とし、それ以外の場合は1契約ごとに1の契約口とします。

1-1-2 ポート使用料 (1ポートごと)

(税別)

区分	使用料	備考
成田国際空港、中部国際空港、那覇空港、福岡空港、関西国際空港、新千歳空港、東京国際空港 (羽田空港) 及びその周辺	$\frac{6,200\text{円}}{\text{その契約者が使用するポートを使用する契約者の数}}$	

1-1-3 有線連絡線使用料 (1回線ごと)

(税別)

区分	使用料	備考
成田国際空港及びその周辺	6,000円 その契約者が使用する有線連絡線を使用する契約者の数	
中部国際空港、那覇空港、福岡空港、新千歳空港及びその周辺	4,000円 その契約者が使用する有線連絡線を使用する契約者の数	
関西国際空港及びその周辺	10,700円 その契約者が使用する有線連絡線を使用する契約者の数	
東京国際空港 (羽田空港) 及びその周辺	4,000円 その契約者が使用する有線連絡線を使用する契約者の数	国内線ターミナル内に適用
	15,000円 その契約者が使用する有線連絡線を使用する契約者の数	国際線ターミナル内に適用

(注) 上記の料金は弊社が調達可能な空港メタリックケーブルを使用する場合の料金です。

1-1-4 A/G電話端末使用料 (端末1台ごと)

(税別)

区分	使用料	備考
成田国際空港、中部国際空港、那覇空港、福岡空港、関西国際空港、新千歳空港、東京国際空港 (羽田空港) 及びその周辺	6,800円 その契約者が使用する無線電話機を使用する契約者の数	

1-2 手数料

(税別)

区分	単位	料金	料金内訳 (再掲)	
			事務手数料	識別名称登録料
新規加入	お申込ごとに	5,000円	2,500円	2,500円
名義変更	お申込ごとに	2,500円	2,500円	
収容先変更	お申込ごとに	2,500円	2,500円	
廃止 (解約)	お申込ごとに	2,500円	2,500円	

備考 収容先変更については、お客様都合によるものに限ります。

1-3 工事料等

この料金は予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご承知下さい。

1-3-1 工事料金

(税別)

サービスの区分	工事区分	料金
A/G電話端末	新設	別途見積書により算定いたします。
	移設	別途見積書により算定いたします。
	撤去	別途見積書により算定いたします。

1-3-2 検査料金

お客様ご手配により新設・移設工事を施工した場合

(税別)

区分	検査料金	備考
A/G電話端末	10,000円	検査に際しては、設置している室内への入室などご協力をいただきます。

1-4 設備等の補償金

A/G無線電話サービス契約約款第41条第2項の規定に基づき、当社が提供する設備の亡失又は毀損に係る補充、修理その他工事に要する費用負担において、お客様のご負担となる場合の費用（以下、「補償金」）の詳細は次の通りです。お客様の負担となる場合の事例は別に示されております。なお、補償金には消費税はかかりません。

1-4-1 紛失または修理不能の場合

端末設備	数量	補償金	摘要
A/G 電話端末	1台	発生の際、別途算定します	

1-4-2 修理の場合（お客様ご負担の場合）

個々に算定した費用となります。

1-5 支払証明書の発行手数料

(税別)

区分	単位	料金額
支払証明書発行手数料	1枚ごとに	400円

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

2. 補償金の請求が発生する事例

当社が提供する設備の亡失又は毀損に係る補充、修理その他工事に要する費用負担において、お客様のご負担となる場合の事例の詳細は次の通りです。

端末設備	対応状況	補償金の請求が発生する事例
電話端末	補充	1 浸水等による修理不能
		2 その他お客様に帰すべき理由での修理不能
	修理	3 お客様に帰すべき理由での故障、破損等